

みんながしてはいけないこと

◆次のような権利侵害 **ダメ!!**

- ・「男は仕事、女は家庭」といった意識からおこる
差別的取扱い

「男（女）だから…」という理由で、本人が望む仕事をさせてもらえず、機会を与えてもらえなかったり、「男だからこれくらいできるだろう」「女だから任せられない」などと性別への固定観念に捉われた発言を受け業務内容に差をつけられるなどが考えられます。

- ・性的指向、性自認等を起因とする発言

恋愛対象は異性だけとは限りません。男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、「身体の性」と「心の性」が一致せず、違和感を持ち、自身の性を決められない、分からない人などもあり、様々な人々に対して、「ホモ」「レズ」「オトコオンナ」「おかま」「おなべ」など侮辱的な発言をしたり、いじめたりすることは決してあってはならないことです。

- ・セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反して行われる性的嫌がらせのことです。具体的には、身体を不必要に触ったり、性的な噂を流す、性的な冗談を言ったりするなど、生活環境を害する行為のことです。

- ・ドメスティック・バイオレンス

配偶者やカップルなど親密な関係にある人や配偶者であった人から振るわれる暴力（支配）のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、脅す・無視するなどの精神的暴力や友人などとの付き合いや行動を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などがあります。

- ・性的指向や性自認等の公表

多くの場合、自己の性的指向や性自認は公にしてもかまわない事柄かもしれませんが、誰もがそうであるとは限りません。本人の同意なく第三者に暴露（アウティング）することや公表（カミングアウト）することを強制したり禁止してはいけません。

◆ポスターやチラシ、インターネットなど多くの人が目にする情報の中で、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力等を助長する表現や、不必要な性的な表現をしないように努めなければなりません。

「LGBT」（えるじーびーていー）から

「SOGI」（そじ）という考えかたが重要です

「SOGI」とは、Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）の頭文字をとった総称です。

「SOGI」は好きになる性（性的指向）や心の性（性自認）という誰にでもある性の要素そのもので、自分には関係のない話ではなく、誰もが当事者（自分自身の問題）と捉えやすくなり、性の多様性を認め合うことにおいて重要な概念と言えます。

性のあり方を「自分とは違う人たちのこと」と一部の人の問題にするのではなく、「自分の生き方を考える」姿勢で多くの人が性的指向や性自認、性表現の多様性について正しく理解し、互いに認め合うことができるようになることが重要です。

※性表現（Gender Expression）を含めてSOGIE（そじー）とも言います。

Sexual Orientation

（性的指向）好きになる性
どんな性別の人を好きになるか、ならないか

Gender Identity

（性自認）心の性
自分が女だと思う/男だと思う/
どちらでもある/どちらでもない など

Gender Expression

（性的特徴）からだの性
生まれたときにわりあてられた性別

（性表現）表現する性
どんな服を着て、どんな髪型をするか、自分を何と呼ぶか（わたし・ぼく・おれ等）

宍粟市 市民生活部 人権推進課

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢65-3

（宍粟防災センター2階）

電話/0790-63-0840 FAX /0790-63-0841

発行/令和3年（2021年）4月

宍粟市誰もが自分らしく生きる 共同参画社会づくり条例



宍粟市では、すべての人の人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざし、国が示す「男女共同参画社会基本法」に基づき「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」を制定しました。

少子高齢化が進み、地域社会における家族のあり方は大きく変わってきました。また、大規模災害の発生や世界規模の感染症が流行するなど、社会の脆弱な姿も見えてきました。このような中で、「男のくせに…」「女だから…」などという性別による固定的な役割分担意識が残っているのは、一人ひとりが個性や能力を発揮できなかったり、また、男女二元論に限定された社会の中では、生きづらさを抱えたままの生活を強いられることにも繋がります。

これからの社会に対応するためには、誰もが性別等にとらわれず、自分らしく生きることができ、個性や能力を発揮し、ここに住んで良かったと思えるまちでなくてはなりません。

この条例は、次の世代に責任を持つ私たちが誰にも開かれた男女共同参画社会の実現をめざして取り組むことを決意し、さらには未来を担う子どもたちへ、思いやりをもち責任を分かち合い、多様性に富んだ活力ある宍粟市を継承するための道しるべです。

（令和3(2021)年4月1日施行）

宍粟市

教えて!どんな条例!?

Q

条例ってなに？

A

市で定めるルールのことです。
・国で定められるものを「法律」といい、市で定めるものを「条例」といいます。

Q

どうしてこの条例ができたの？

A

個人の能力を発揮し、みんなでよりよい宍粟市に向けて、積極的に共同参画する必要があるからです。このことは持続可能で活力ある社会への発展に繋がるものです。
・次世代を担う子どもたちには、性別による役割分担意識などにこだわらず、個性や能力が十分発揮でき、自分らしく生きることができる風土が必要です。

Q

わたしたちに求められていることは？

A

家庭や学校、地域や職場など、いろいろな立場から、責任を担い、協力しながら、みんなで共同参画社会づくりを積極的に進めることです。
・女性や男性だけでなく、多様な性も含むみんなが暮らしやすいまちとなるよう、力を合わせて進んでいくことが大切です。

Q

条例はどんなことが定められているの？

A

次のようなことが定められています。
・条例を定める目的（第1条）
・条例の中で使われている言葉の意味や説明（第2条）
・8つの基本理念（第3条）
・市、市民、教育関係者、事業者、市民団体が担う役割（第4条～第8条）
・みんながしてはいけないこと（第9条・10条）
・市がすべきこと（第11条～第21条）
・いろいろなことを調査したり、検討するために設けられる会議（男女共同参画審議会）の内容（第22条）

Q

8つの基本理念って？

A

次のようなことが定められています。

- ①すべての人の人権の尊重
- ②多様な性の尊重
- ③性別による固定的な役割分担意識等の解消
- ④方針の立案、決定過程への共同参画
- ⑤家庭生活とその他の活動との調和
- ⑥性に対する理解と生涯にわたる健康
- ⑦地域活動における参画と協働
- ⑧国際社会等の取組みの理解

Q

じゃあ、市の役割はどうなっているの？

A

誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくりを進めるためには、市民や教育関係者、事業者など、みんなの理解や協力は欠かすことができませんが、市の果たす役割はとても重要です。市は計画をたてて、それに基づいて、いろいろな取組を進める役割を果たします。
・国や県と連携した取組を進めるほか、模範となるような率先した取組をするよう努めます。
・広報・啓発、情報収集・調査研究などみんなの活動支援などに取り組みます。
・附属機関等の委員などを決める場合には、男女の数の均衡を図るよう努めます。

Q

わたしたち一人ひとりにできることは？

A

家庭において

・家事、子育て、介護などは、家族みんなで協力して分担しましょう。
・子どもの性別にとらわれず、その子の個性と能力を大切に育てましょう。

学校において

・個性と人権を尊重し、個人の適性を尊重した教育がなされるようにしましょう。

地域において

・性別や年齢に関係なく、一人ひとりが地域社会の一員として、支え合っていきましょう。

職場において

・性別による偏りをなくし、育児休暇や介護休暇などを取得しやすい職場づくりを進めましょう。

苦情等の申し立てをすることができます

・苦情または意見、相談への対応は、申立人の情報を保持し、公正かつ適正に行います。